

別表3 インフルエンザ等による学級閉鎖について

○感染症区分

第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、指定感染症及び新感染症、他
第二種感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん(はしか)、風しん(三日はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症など)、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、伝染性膿痂疹(とびひ)など)

○登所停止期間

- ・第一種感染症:完全に治癒するまで。
- ・第二種感染症:次の期間のとおり。

(ただし、医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではありません。)

病名	登所停止期間
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての水疱がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで

- ・第三種感染症:病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで。

※別表3の感染症等に罹患し、登所停止期間経過後、登所できるようになった日が学校休業日(夏休み等)の場合は、「感染症等に係る登所に関する意見書」(医師の証明が必要)の提出が必要です。(但し、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は除く。)

※平日、学校からの登校許可を受けて登校できるようになった場合は、「意見書」は不要です。

別表 4 インフルエンザ等による学級閉鎖について

病名	留意事項
アタマジラミ	シラミの駆除(専用シャンプーによる洗髪など)・タオル等の共有を避ける・着衣・シーツ・帽子等の洗濯と熱処理
伝染性軟属腫(水いぼ)	原則としてプールを禁止する必要はないが、直接接触などを避ける

※別表 4 に罹患した場合は、「意見書」は不要ですが、感染防止に努めてください。なお、症状が重い場合は、「意見書」の提出を求める場合があります。

-----キリトリ-----

感染症等に係る登所に関する意見書

年 月 日

羽曳野市教育委員会
教育長 様

※ _____ 教室

※ _____ 年生

※児童氏名 _____

※印は、保護者が記載してください。

■病気の種類■

・百日咳	・麻疹	・流行性耳下腺炎	・風しん	・水痘
・咽頭結膜熱	・流行性角結膜炎	・膿痂疹	・溶連菌感染症	
・手足口病	・ヘルパンギーナ	・伝染性紅斑	・マイコプラズマ感染症	
・感染性胃腸炎				
・その他()				

上記の疾患に罹患したため、療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、

____月 ____日以降の登所が可能であると判断しました。

診療機関名 _____

担当医師 _____ 印